

研究費の不正対策検討会報告書「第3部」における主な指摘事項に対する対応状況

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
1. 単年度会計主義に起因する問題の改善				
(1) 繰越明許費制度の活用促進と一層の弾力化				
① 繰越事由要件の明確化について、その周知徹底	【科学研究費補助金】 ・幅広い適用が図られるよう取扱を明確化<研究振興局長・会計課長通知(H18年4月)> (55件(H17年度)→641件(H18年度)) <繰越し事由の具体例>	繰越事由の具体例の明示などによる繰越が可能なる旨の更なる周知徹底		
② 繰越明許費手続きの一層の簡素化	「研究を実施していくなかにおいて、〇〇の事象が生じたことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じた。」 「研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じた。」等	包括的協議など手続きの簡素化(課題: 法令等との整合性)	財政法第43条(抜粋) 繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由、及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を得なければならない。(協議先: 財務省)	手続きの改善について引き続き財務省と調整を図る。
③ 研究者に重大な落度が無い限り、正常な研究活動を年度をまたいで続けるための費用の確保に必要なものであれば原則として認めるなどの措置	【戦略的創造研究推進事業】 JSTは、運営費交付金で事業を行っており、繰越明許費制度は、該当しないが、繰越は柔軟に対応している。研究計画に対して資金執行の遅れがある場合等は、他の計画の変更が必要な課題との間で調整する。あるいは、年度末に残金が出た場合は委託先の機関で抱えたまま翌年度に持ち越すことが可能(平成17年度～)。			
(2) 研究期間の弾力化				
① 特段の手続きなしに一定の割合以内であれば年度をまたいだ研究費の使用を認めるなどの制度導入	【科学研究費補助金】 ・年度末までの円滑な研究遂行を可能とするため、実績報告書の提出期限を5月末まで延伸(平成18年度～)	【本省制度】 ・競争的資金配分事務の独立行政法人への移管(課題: 独法予算キャップ、独法体制の強化)	・概算要求(協議先: 財務省)	関係府省と連携し財務省と調整を図る。
② 最終年度の残余預金があれば研究期間の延長が認められる制度	【戦略的創造研究推進事業】 ・複数年度契約を導入。容易な手続きで研究費の一部を研究機関にて次年度に繰り越すことが可能(繰越額が委託研究費の5%の範囲内の場合には、JSTへの報告のみで繰り越し可能)(平成17年度～)	・単年度会計主義との関係の整理(課題: 法令等との整合性)	・憲法86条 内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決をうけなければならない。 ・財政法第12条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。 ・財政法第42条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。	
③ 研究期間の起点を年度当初ではなく、資金の交付時点とし、年度を越えて研究期間を確保する制度	・制度設計上、会計年度に関わりなく研究期間を設定((例)研究期間5年のもの: 初年度10月採択→5年後の9月まで研究期間確保)			

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
2. 資金制度運用の弾力化				
(1) 資金交付の一層の早期化	<p>【科学研究費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月時点で全体の98%を交付内定(平成18年度実績)。内定後は直ちに研究開始可能。(送金は6月中旬) <p>【地球観測システム構築推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査時期を2ヶ月前倒し、8月事業開始(H18年度) <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集時期の早期化及び事務手続きの迅速化により、実質的な研究期間が短くならないよう、継続課題については4月から、新規課題については研究開始当月から予算執行可能。 	引き続き審査スケジュールの早期化等、実情等を踏まえ検討		
(2) 研究計画・資金計画の事後チェック主義化の推進と費目間流用の一層の弾力化	<p>【科学技術振興調整費他本省委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費目の簡素化による費目間流用の可能な枠を大幅に拡大 ・費目の内訳(種別)の流用制限の廃止 種別(国内旅費、外国旅費等)間の流用事前了承の廃止 (平成19年度～) 	引き続き、制度の目的、特性等を踏まえ検討		
(3) 資金を使用できない事項の減少		引き続き、制度の目的、特性等を踏まえ検討		
3. 各種競争的資金等の制度の統一的取扱い				
(1) 各競争的資金等のルールの一統・共通化	<p>【科学技術振興調整費他本省委託費】</p> <p>○省内各局(3局)により異なる委託契約事務処理の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事務処理要領の統一(約30事業:2000件(契約)) ・各種様式とそれに伴う手続きの統一化 ・業務計画変更(設備等の内容変更)手続きの合理化 ・業務計画書記載事項の簡略化 ・流用制限の統一化 等 (平成19年度～) 	引き続き、制度の目的、特性等を踏まえ検討 (課題) ・機器等の所有権 →本省委託費:所有権は国に帰属 →科研費補助金:所有権はいったん研究者に帰属し、その後所属する研究機関に寄付	<p>【本省委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法9条 国の財産は法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。 ※物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律第2条により貸付は可能だが、同法では譲渡に設備品等は該当しない。 	

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
(2)異なる競争的資金等の合算使用				
・複数の異なる研究資金を合算して特定の用途に使用することを可能とする。	<p>【科学研究費補助金】 次の場合は使用可能。 ・補助事業にかかる用務と他の用務とを合わせて行う1回の出張において、交通費(直接経費を使用)と宿泊費(他の経費を使用)を別々に契約・支払いする場合</p> <p>・独立性のある物品を購入する場合において、同時に購入する当該物品の附属品等(補助事業の遂行に必要なもの)の購入経費として直接経費を使用する場合 等</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】 本事業の当該年度の直接経費の未執行残額が生ずる場合等で、研究機関が有する他の経費(その経費が特定の用途目的を有するなどのため、本事業の直接経費と合算使用できないものを除く)を加えて、本事業の委託研究の目的に使用することは可能。</p>	<p>・一つの研究課題にかかる研究費で購入した備品等の当該研究に支障をきたさない範囲での、他の研究課題による効率的な使用</p> <p>・研究費ごとに明確に区分可能な消耗品等にかかる、まとめ買いの可否</p>		
4. その他				
(1)間接経費の大幅拡充	<p>・30%を上限として措置可能(13制度/15制度)</p> <p>・一部種目に30%を措置(1制度/15制度)</p> <p>・30%未満(1制度/15制度)</p>	全制度30%達成を目指した予算措置	概算要求(協議先:財務省)	